

「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化について

平成24年12月28日

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第57条の3第3項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第4条第4項に基づく届出済み新規化学物質の名称の公示（注1）については、いずれもIUPAC命名法（注2）に基づき命名を行っています。

しかしながら、IUPAC命名法において同一構造について複数の名称の付け方が存在する場合がありますこと、また、IUPAC命名法で命名した名称を日本語表記にする方法が複数あることから、現状では二法において命名法に一部差異があります。

このため、関係者の利便性向上の観点から、二法における命名法を共通化していくこととし、平成25年4月1日以降の届出物質について（例外あり。注3参照）、別添の共通化した命名法により命名することとしましたのでお知らせします。

（注1）新規化学物質の名称の公示：

安衛法では原則として届出後1年以内に、化審法では原則として判定通知の日から5年経過後に、官報に名称を公示している。

（注2）IUPAC命名法：

国際純正及び応用化学連合（International Union of Pure and Applied Chemistry）が制定した命名法

（注3）例外：

安衛法の届出において、特許出願を理由として名称公示を延期している物質については、平成25年3月末までに届け出られたものであっても、平成26年3月以降に公示す

るものについては共通化した命名法を適用する。化審法の届出においては、平成25年3月末までに届け出られた新規化学物質であっても、今後新たに名称告示するものについては可能な限り共通化した命名法を適用する。

【問合せ先】

(安衛法) 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室

TEL: 03-5253-1111 内線5512

FAX: 03-3502-1598

E-mail: newchem@mhlw.go.jp

(化審法) 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

TEL: 03-3501-0605

FAX: 03-3501-2084

E-mail: qqhbbfa@meti.go.jp